

防衛医科大学校の運営等に係る部外有識者からの意見聴取会合の開催要領
について（通達）

防医総総第 1997 号

29. 8. 16

幹 事
事 務 局 長
医 学 教 育 部 長
病 院 長
教 務 部 長 殿
学 生 部 長
図 書 館 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長
（公印省略）

防衛医科大学校の運営等に係る部外有識者からの意見聴取
会合の開催要領について（通達）

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目的

防衛医科大学校の運営等の参考とするため、「防衛医科大学校の運営等に係る部外有識者からの意見聴取会合」（以下「意見聴取会合」という。）において、学校長が運営等に関して学識経験を有する部外の者（以下「部外有識者」という。）から意見を聴くことを目的とする。

2 部外有識者

- （1）部外有識者は、4 人以内とし、学校長が委嘱する。
- （2）部外有識者の任期は原則 1 年とし、再任を妨げないものとする。

3 意見聴取会合の開催

学校長は、必要の都度、意見聴取会合を開催し、部外有識者から意見聴取するものとする。

4 意見聴取事項

- （1）防衛医科大学校の運営全般に関する事項

5-7-5

防衛医科大学校運営等に係る部外有識者からの意見聴取会合の開催要領について（通達）

- （２）防衛医科大学校病院の運営・施設整備に関する事項
- （３）その他必要な事項

5 庶務

意見聴取会合の庶務は、事務局総務部総務課において行うものとする。

6 運営の細目

この通達に定めるもののほか、意見聴取会合の運営に関し必要な細部事項は、総務課長に指示させる。